令和7年●●月●●日

▲▲▲事業所

書記　●●　●●

**議事録（虐待対策検討委員会）**

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日時　令和7年●●月●●日（月）　午後1時00分～

場所　▲▲▲事業所　事務所

参加者　鈴木管理者、佐藤、田中、山田（書記）

内容　虐待防止研修の事例と職員採用と職員研修、ほか身体拘束の手続き等について

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

１．虐待防止研修における事例について職員採用状況と職員研修について考える

【事例①】

　東京都内の施設で入所者に暴行したとして元職員が警視庁に逮捕される事件が起きた。この元職員はマッチングアプリで採用された「日雇い」だった。

　この施設では令和6年5月末に「男性入所者の頭にアザがある」と報告を受け、室内の監視カメラの映像を確認すると、排泄を介助している男性職員が高齢の男性入所者に叩かれる様子が映っていた。その直後、この職員は男性の体を押し、頭をベッドの柵にぶつけていた。

　前述の職員は聞き取りに、「過剰防衛だった。介護拒否され、いらいらしてやった」と話した。施設は被害者に報告、警視庁に被害届が出されていた。

　この職員は同年6～7月に入所者2人に対する暴行容疑で2度逮捕され、その後、いずれも起訴された。

　この逮捕された元職員は、日雇い契約で面接や研修行わず職員は、1日単位で雇用する「日雇い」の契約で、介護福祉士と施設を引き合わせるマッチングアプリを通じて応募し採用されていた。資格証書と身分証をスマートフォンで読み込むだけで応募でき、面接や履歴書は不要である

　現在、職場では職員採用に苦労している状況である。こうした中、このような「1日単位での日雇い契約」の職員の採用状況や、職場研修（虐待防止研修）に関する取組みをどのように行い、介護の質を担保しているのか。を利用した場合の教育や、

２．安易に身体拘束を行うようなことはないか？

　仮に、利用者にやむを得ず身体拘束を行う場合であっても、厳密に3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たしているのか、この手続きが適切に行われていない身体拘束は、利用者に対する虐待であることを理解すること。

３．高齢者虐待防止のための研修を年に何回以上行わなければ減算の対象となるか（介護最新情報1345)。

　介護サービスの類型により、「年に2回以上開催」と「年1回以上開催」に分かれるので、事業者がどの類型にあたるのか、よく確認すること。

**・年に２回以上**

（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密

着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福

祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

**・年に１回以上**

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリ

テーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活

介護、（介護予防）短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型

訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模

多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援

他社における虐待発生の事例を確認する。実際に虐待が疑われるようなケースが生じた場合は、速やかに本社に報告、そしてその事実を行政機関に報告する手順を徹底することを確認する。

４．今回の法改正の確認

　令和6年度介護報酬改定での「高齢者虐待防止措置未実施減算」が実施されたので、以下の減算に係る算定要件を確認、事業所としての義務を確認する。

【事業所としての義務】

ア　虐待の発生のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員の周知徹底を図ること

イ　虐待の防止のための指針を整備すること

ウ　従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

エ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

【事業所としての今後の対応】

ア　委員会は年２回開催（今回実施。次回は８月を予定）

イ　虐待防止の指針の整備（指針を作成完了）

ウ　虐待防止研修は年〇回開催予定

エ　担当者（佐藤管理者）

５．高齢者虐待防止措置未実施減算における減算方法についての注意点

　この「高齢者虐待防止未実施減算」が適用されるのは、高齢者虐待が発生した場合ではなく、基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算される。つまり上記を箇条書きにまとめると以下のとおり。

　・減算の適用は高齢者虐待が発生した場合ではないこと

　・基準に規定する措置(前ページの要件ア～エ)を講じていないこと

　・利用者全員についての所定単位数からの減算であること

以上